

検 定 意 見 書

受理番号 28-10		学校 高等学校		教科 公民		種目 現代社会		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	13	8 - 10	原発は、燃料であるウランが比較的安定して供給を受けることが可能なうえ、	生徒にとって理解し難い表現である。 (安定供給が可能な理由)	3-(3)				
2	20	15 - 16	2009(平成21)年には臓器移植法が全面的に改正され、脳死は「人の死」と法的に認められ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「脳死は「人の死」と法的に認められ」)	3-(3)				
3	20	下図	②動向の散大と固定	誤記である。 (「動向」)	3-(2)				
4	39	図	倫理的な思考(推論)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「倫理的」)	3-(3)				
5	40	図	止場(統合) (41ページ右上図も同様)	誤記である。 (止場)	3-(2)				
6	51	年表	「近代民主政治のあゆみ」中の「(19)46(日)日本国憲法発布」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「発布」)	3-(3)				
7	56	囲み	「天皇の国事行為」中の「(内閣の助言の承認により)」	不正確である。 (「内閣の助言の承認」)	3-(1)				
8	57	2 - 3 右列	さらにその後の国民投票で有効投票の過半数の賛成を獲得しなければならない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (憲法に「有効投票の過半数」と規定されているかのように誤解する。)	3-(3)				
9	69	6 - 8	また、1971(昭和46)年には核兵器を「もたず、作らず、もち込ませず」という非核三原則を決議したが、2014(平成26)年に定められた防衛装備移転三原則では、一定の場合を除いて武器の	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (核兵器も輸出できるかのように誤解する。)	3-(3)				
			輸出を認めている。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-10		学校 高等学校		教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	70	図	在日米軍のおもな基地と施設	通常の約束に従って記載されていない。 (縮尺)	固有 2-(1)	
11	71	囲み	「コラム 集団的自衛権の行使容認」	生徒にとって理解し難い表現である。 (集団的自衛権行使の要件について)	3-(3)	
12	72	表	「両議院の権能」中の「衆議院のみ ・法律案の議決 ・予算の議決 ・条約の承認 ・総理大臣の指名」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (参議院には権能がないかのように誤解する。)	3-(3)	
13	97	2	有効需要の原理	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (有効需要の説明が欠如)	3-(3)	
14	101	1 - 3	一般の道路・橋・公園・灯台のような 公共財は・・・民間企業ではなく政府 が供給する必要がある。	不正確である。 (非競争性についての記述が欠如)	3-(1)	
15	102	左下表	「企業の種類」の表中 国営企業・・・国有林野	誤りである。 (「国有林野」)	3-(1)	
16	103	18	経営社	誤りである。 (「経営社」)	3-(1)	
17	104	3 - 4	ガバナンスの目的は株主の利益や株価 にある	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「株価」)	3-(3)	
18	109	図	説明「500円でカレー1杯が買える」 「500円でカレー1.25杯が買える」	生徒にとって理解し難い表現である。 (基準となる価格が設定されていない。)	3-(3)	
19	125	11	この政策はコメの過剰生産を誘発し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (コメの需要変化への考慮)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-10		学校 高等学校		教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	128	側注①	①この原則は、公害防止事業者負担法や公害健康被害補償制度などに取り入れられている。	不正確である。 (「公害防止事業者負担法」)	3-(1)	
21	131	側注②	5行～9行 こうした公務員労働者の労働基本権の制限に対する代償措置として人事院勧告制度が設けられている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「公務員労働者」, 「人事院勧告制度」)	3-(3)	
22	136	グラフ	「年金納付率の推移」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「納付率」の定義)	3-(3)	
23	146	図	「冷戦下で分断された国」中、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との間の境界線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国境線であるかのように誤解する。)	3-(3)	
24	152	側注①	朝鮮・台湾・南樺太・千島の放棄、軍備撤廃、賠償の支払いなどが定められた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「軍備撤廃」)	3-(3)	
25	153	12	このほか、韓国による実効支配がつづく竹島の帰属をめぐる問題がある。	生徒にとって理解し難い表現である。 (平和的な解決に向けたわが国の努力について理解し難い。)	3-(3)	
26	153	13	また、尖閣諸島については中国や台湾当局が領有権を主張している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島に領有権問題があるかのように誤解する。)	3-(3)	
27	155	囲み	リカードと比較生産費説	不正確である。 (比較優位と絶対優位)	3-(1)	
28	157	4 - 6	そこで政府や日銀は為替レート・・・ 為替レートの誘導をはかることがある (市場介入)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (市場介入の権限について)	3-(3)	
29	162	年表	1999 単一通貨「ユーロ」発行	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「発行」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-67	学校 高等学校	教科 公民	種目 倫理	学年
------------	---------	-------	-------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	24	写真2 キャプション	ソフィストや一部の政治家の反感を買い、獄中で刑死した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ソクラテスの裁判の経緯。)	3-(3)
2	45	脚注1	このような思索や実践を行った人物として、ヤスパース(→p.148)、キング(→p.164)、シュヴァイツァー(→p.169)、マザー・テレサ(→p.169)らをあげることができる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ヤスパースの立場。)	3-(3)
3	117	⑤⑥図	⑤トマス＝モア(左上)と⑥エラスムス(右上)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (写真とキャプション)	3-(3)
4	176	側注3	意図的に死期を早めて苦痛から解放することを意味する安楽死と類似しているが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (安楽死の説明)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-58		学校 高等学校		教科 公民		種目 政治・経済		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	13	17	ヘイトスピーチ hate speech	誤りである。 (「speech」)	3-(1)				
2	25	囲み	「憲法改正への動き」「その一方、安倍政権は2014年7月、…「立憲主義」そのものを否定するものだとする批判も強い。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「憲法改正への動き」と集団的自衛権に関する解釈変更の問題との関係。)	3-(3)				
3	30	囲み	「判例① 自衛隊イラク派遣違憲訴訟」中の「イラクでの自衛隊の活動は「武力の行使」にあたり、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イラクでの自衛隊活動全体を武力の行使と判断したかのように誤解する。)	3-(3)				
4	32	14 - 17	これによって、自衛隊の軍事的活動は日本の自衛とは直接的に関係しない領域にもおよびることとなり、…こうした軍事行動の拡大については、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本の自衛とは直接的に関係しない領域にもおよびることとなり」「軍事行動」)	3-(3)				
5	33	10 - 11	こうした実情を考えると、軍事力によって日本の安全を確保するという考え方のほうが、むしろ現実性に乏しいとさえいえるのである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の安全を確保するための方策について誤解するおそれがある。)	3-(3)				
6	49	脚注①	「住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)」中の「住基ネットに加わらないとした自治体もある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在も住基ネットに加わらない自治体があるかのように誤解する。)	3-(3)				
7	50	6 - 7	税や社会保障などの分野における個人情報とその番号を用いて一元管理する「個人番号法」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「一元管理」)	3-(3)				
8	63	図1	「民事裁判と刑事裁判のしくみ」中の「民事裁判/裁判所/被告人」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「被告人」)	3-(3)				
9	63	図1	「民事裁判と刑事裁判のしくみ」中の「刑事裁判/検察/警察官」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「警察官」)	3-(3)				
10	63	図1c ap	「民事裁判と刑事裁判のしくみ」中の「民事裁判では、…多くの場合、弁護人がそれぞれ代理人となって争う。」	不正確である。 (「弁護人」)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-58		学校 高等学校		教科 公民		種目 政治・経済		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	66	脚注3	「検察審査会」中の「審議会の議決に原則として拘束力はないが、」	不正確である。 （「審議会」）	3-(1)				
12	72	20 - 21	国政にはみられない自治体ならではの。	脱字である。 （「ならではの。」）	3-(2)				
13	73	下囲み	「Challenge」中の「A内閣総理大臣を国民が直接選ぶこと（首長公選制）」	不正確である。 （「首長公選制」）	3-(1)				
14	94	図2	「冷戦下で分断された国々」中、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との間の境界線	生徒が誤解するおそれのある図である。 （国境線であるかのように誤解する。）	3-(3)				
15	95	6	（米中国交回復，1979年）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「国交回復」）	3-(3)				
16	105	グラフ 4	難民数の推移と地域別難民割合	生徒にとって理解し難いグラフである。	3-(3)				
17	108	脚注①	戦後補償	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。	固有 1-(5)				
18	109	地図cap	「日本の領域と排他的経済水域」中の「なお、中国・台湾が領有権を主張する尖閣諸島も、…領土問題は存在しないとしている。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （尖閣諸島に関するわが国の正当な立場について）	3-(3)				
19	109	地図cap	「日本の領域と排他的経済水域」中の「中国・台湾が領有権を主張する尖閣諸島」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「台湾」）	3-(3)				
20	119	12 - 14	貯蓄は、銀行預金や株式・社債などの証券購入にあてられ、企業の投資資金となるか、あるいは国債購入にあてられて政府の借入れをまかなう原資となる。	不正確である。 （家計にとって貯蓄の果たす役割について）	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-58		学校 高等学校		教科 公民		種目 政治・経済		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
21	124	13 - 14	一定の基準を満たした株式会社の株式は、市場（証券取引所）で売買できるようになり（上場）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（株式の上場の意味）	3-(3)				
22	145 右	1 - 3	税率構造の簡素化や法人税減税は高額所得者に恩恵がおよぶため	生徒にとって理解し難い表現である。（高額所得者に恩恵がおよぶため）	3-(3)				
23	146	13 - 15	2009年に施行された地方財政健全化法では自治体の財政運営の統制が強化され、地方の財政支出の削減に対する圧力は大きくなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（地方財政健全化法の目的）	3-(3)				
24	162	1 - 3	2001年には、事業者が重要な情報を伝えないなどの不適切な行為や、消費者に不利益を与える条項にもとづく契約を無効とする消費者契約法が施行された。及び162ページ図3「消費者契約法	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「無効」，「解約」）	3-(3)				
			で解約できる事例」						
25	170	28	原子炉の設計や耐震性を審査する規制基準を改め、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（原子力規制委員会の役割）	3-(3)				
26	173	脚注③	現在は労働権制約の代償的な措置として、人事院の勧告によって給与や勤務条件などについて社会一般の情勢にあわせて適応させる制度がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「人事院の勧告」）	3-(3)				
27	181	脚注②	現在は賦課方式を基本として積立方式が加味されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「積立方式が加味」）	3-(3)				
28	192 小見出し		IMF体制の動揺と崩壊	生徒にとって理解し難い表現である。（「崩壊」）	3-(3)				
29	196	脚注①	ロシアを加えるとG8となる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「ロシアを加えるとG8となる。」）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-59		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	19	囲み	「憲法改正への動き」「集団的自衛権は、…立憲主義に反するとの批判もある。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「憲法改正への動き」と集団的自衛権に関する解釈変更の問題との関係。)	3-(3)	
2	29	4 - 7	2013年には、…しかし、全国民の個人情報コンピュータで一元的に管理するシステムは、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「一元的に管理するシステム」)	3-(3)	
3	31	12 右	アジア太平洋戦争	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
4	37	17 - 18	18歳以上の国民から選ばれた裁判員が、	不正確である。 (「18歳以上」)	3-(1)	
5	49	囲み	左6-8行「国などの側に、請願に対応する法的義務が生ずるわけではないため、選挙権の有無を問いません。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (請願に対応する義務の有無が選挙権の有無と関係するかのような誤解のおそれ。)	3-(3)	
6	49	側注2	2011年の東日本大震災のさいにも、多くの市民がボランティアで、被災者支援活動(支援物資や義援金の輸送、医療・介護サービスの提供など)に参加している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ボランティアがすべてNPOであるかのような誤解のおそれ。)	3-(3)	
7	67	13 - 16 右	また、今回の基地移転は、沖縄の基地負担の軽減それ自体が目的ではなく、…注意が必要である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (基地移転の目的について。)	3-(3)	
8	69	9 - 10	政府が存立危機事態を認定すれば、自衛隊は武力で他国を守ることが可能になった。 表2②武力攻撃事態法 存立危機事態における集団的自衛権の行使(武力で	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (集団的自衛権について誤解のおそれ。)	3-(3)	
			他国を守ること)を可能にした。			
9	69	囲み	右6-9行「とはいえ、状況によっては、本土防衛とは直接かわらない、遠い国や地域で…犠牲者が出る危険性はある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (存立危機事態について誤解のおそれ。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-59		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	70	図2c ap	なお、尖閣諸島について…中国が領有権を主張している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島に領有権問題があるかのように誤解する。)	3-(3)	
11	71	6 - 9	北方領土問題については、…日ロ平和条約を締結することを望んでいる。及び側注②「日ソ共同宣言では、…歯舞諸島と色丹島を日本にひき渡すことが合意された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北方領土問題の解決が、歯舞群島と色丹島の返還のみを対象としているかのような誤解のおそれ。)	3-(3)	
12	71	側注	キーワード 戦後補償	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。	固有 1-(5)	
13	105	10	契約解除のできる範囲をひろげている。及び104ページ図2「消費者契約法で解約できる事例」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「契約解除」, 「解約」)	3-(3)	
14	105	囲み	(右列4行～5行) それは立派な契約違反として罰せられることになります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「罰せられることになります。」)	3-(3)	
15	110	側注①	ただし公務員は、法律によって団結権と団体交渉権が制限され、団体行動権(争議権)は認められていない。かわりに、人事院の給与改善などの勧告制度がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「公務員」, 「人事院」, 「勧告制度」)	3-(3)	
16	120	側注* 1	現在は賦課方式を基本に積立方式が加味されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「積立方式が加味」)	3-(3)	
17	127	側注* 2	イタリア, カナダを加えるとG 7, ロシアを加えるとG 8。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ロシアを加えるとG 8」)	3-(3)	
18	128	囲み	下から3行～1行 さらに大きなユーロ加盟国が危機におちいった場合の支援余力もとぼしいなか、政策をめぐる対立が表面化しつつある。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「政策をめぐる対立」の具体的意味)	3-(3)	
19	148	グラフ 1	1 おもな国の合計特殊出生率の推移のグラフ	不正確である。 (「%」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-66		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	29	11 - 13	さらに第1条で天皇の地位については「主権の存する国民の総意に基づく」とされている。	不正確である。 (「国民の総意」)	3-(1)	
2	31	20 - 21 左列	これを「解釈改憲」とよぶ。 及び、34ページ 脚注1「憲法解釈の変更」中の「解釈改憲とよぶ。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「～とよぶ。」)	3-(3)	
3	37	脚注4	「集団的自衛権」中の「たとえば、米軍が日本の領域外で攻撃を受けた際、自衛隊が米軍とともに応戦する場合。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (集団的自衛権の事例として)	3-(3)	
4	38	脚注1	「国連平和維持活動(PKO)等協力法」中の「2014年には任務遂行のための武器使用を認め、駆けつけ警護ができるように改正された。」	不正確である。 (「2014年」)	3-(1)	
5	40	14 - 15	「集団的自衛権」について、閣議決定をもって一部「行使できる」ことに変更した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (集団的自衛権行使の要件について)	3-(3)	
6	45	囲み	「判例3 首相の靖国神社参拝」中「1991年に仙台高裁は、公式参拝は…として違憲判決を下した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「違憲判決を下した。」)	3-(3)	
7	58	年表	「世界のおもな人権条約」中の「(19)90・未・移住労働者等権利保護条約」「2008・未・社会権規約選択議定書」	不正確である。 (「未」)	3-(1)	
8	58	年表	「世界のおもな人権条約」中の「(19)80・83・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)・未批准」	不正確である。 (「未批准」)	3-(1)	
9	104	17 左列	イラクに軍事侵攻し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「軍事侵攻」)	3-(3)	
10	113	5 - 13	第一は、領土をめぐる関係である。…尖閣諸島の一部を国有化した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (北方領土、竹島及び尖閣諸島に関するわが国の正当な立場について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-66		学校 高等学校		教科 公民		種目 政治・経済		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	113	11 - 12	中国や台湾などが領有権を主張し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「台湾など」)	3-(3)				
12	119	図	公共財の提供	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「公共財の提供」)	3-(3)				
13	135	グラフ	縦軸の単位 及び137ページ、169ページのグラフ	不正確である。	3-(1)				
14	139	5 - 6	18世紀後半にイギリスを中心に展開した産業革命である。	不正確である。 (「イギリスを中心に」)	3-(1)				
15	142	18 - 19	日本では、犬飼毅内閣の大蔵大臣高橋是清によって、金本位制が停止され	誤りである。 (「犬飼毅」)	3-(1)				
16	142	写真キャプション	1924年10月24日	不正確である。	3-(1)				
17	150	14	市場での配分が困難であるか	生徒にとって理解し難い表現である。 (なぜ困難であるのか)	3-(3)				
18	157 左列	17 - 25	エネルギー革命とよばれる、・・・一つのブレイクスルーであった。・・・もともと液体という性質をもち、技術的にも優位であったため	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ブレイクスルー」、「技術的にも優位」)	3-(3)				
19	162	1 - 2	さらに福島第一原子力発電所では津波による事故が発生し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (事故原因の断定)	3-(3)				
20	172	12 - 15	同法では事業主に対して募集、採用、配置、昇進について、女性と男性を平等にあつかうように努力することを求めているが、これは機会の均等を完全に義務づけたものではない。	生徒が誤解するおそれのある表現} である。 (1997年の改正が踏まえていない)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 28-66		学校 高等学校		教科 公民		種目 政治・経済		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
21	202	11 - 12	政府が外国為替市場で自国通貨や外国通貨を売買することで影響をあたえている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (政府の外為市場への介入について)	3-(3)				
22	204	14 - 15	グローバル化による国内での経済活動が貿易に依存するようになると	生徒にとって理解し難い表現である。 (グローバル化の被修飾語)	3-(3)				
23	207	12 - 13	この高金利政策によりドル高が進行した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「この高金利政策」)	3-(3)				
24	207	14	減税政策や防衛政策の拡大などによって	生徒にとって理解し難い表現である。 (「防衛政策の拡大」)	3-(3)				
25	221 - 245		現代の諸課題 (全体)	学習指導要領の内容に示す現代日本の政治や経済の諸課題及び国際社会の政治や経済の諸課題について、選択して学習することができるよう配慮がされていない。	固有 1-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-81		学校 高等学校		教科 公民		種目 政治・経済		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	37	囲み	判例 家永教科書訴訟	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (判決の内容について。)	3-(3)				
2	48	13 - 15	2015年には、日米両政府により世界規模の米軍の支援を可能とする新たなガイドラインが策定され、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ガイドラインで可能となるかのような誤解のおそれ。)	3-(3)				
3	60	2 - 3	当事者間で和解が成立しない場合、裁判官などが関与しながら妥協点をみつけることもある(調停)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (裁判と調停との関係について。)	3-(3)				
4	92	12 - 13	アジアでは、1971年にアメリカのニクソン大統領が中国訪問を電撃的に表明し、翌年、米中の国交が回復した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「翌年」「国交が回復した。」)	3-(3)				
5	92	20 - 21	また、1972年には日中共同声明を発表して中華人民共和国と国交を回復させ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国交を回復させ」)	3-(3)				
6	94	7 - 8	日本は、「同時多発テロ」やイラク戦争に際して、それぞれ特別措置法を制定して自衛隊の海外派遣を行った。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (自衛隊の海外派遣について誤解するおそれ。)	3-(3)				
7	108	17	日本固有の領土については、	誤記である。 (「日本固有のもの」)	3-(2)				
8	109	囲み	釣魚(うおつり)島	誤りである。 (「釣魚島」)	3-(1)				
9	118	13 - 15	また、1997年に香港、1999年にマカオが返還され、両地域では社会主義と資本主義が共存する一国二制度となっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中国の一国二制度について誤解する。)	3-(3)				
10	127	図	右欄の図「需要曲線の傾き」中の需要曲線D3に対する「(価格弾力性が大きい)」, 及び需要曲線D4に対する「(価格弾力性が小さい)」	不正確である。 (価格弾力性の大きさについて不正確である。)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 28-81	学校 高等学校	教科 公民	種目 政治・経済	学年
------------	---------	-------	----------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	142	脚注②	2001年度から…大蔵省（現財務省）資金運用部への預託が廃止され、特殊法人などが必要とする資金は、財政融資資金特別会計が発行する財投債による調達…する方法が取り入れられるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「財政融資資金特別会計」）	3-(3)
12	164	2 - 3	さらに消費者契約法では、あらゆる売買契約について事業者側に不当な行為があれば契約を解除できることが定められている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「解除」）	3-(3)
13	193	脚注③	見出し「ODA」の脚注番号「③」	誤植である。（「③」）	3-(2)
14	219	図	「イスラエルとパレスチナ」	不正確である。（イスラエル占領地域）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-88		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	46	脚注1	アメリカ合衆国から輸入した非加熱血液製剤にエイズウイルスが混入しており、…エイズに感染した薬害問題。171頁脚注2「エイズウイルスに汚染された非加熱血液製剤によりエイズに感	不正確である。 (エイズウイルス, エイズ)	3-(1)	
			染したHIV薬害エイズ事件などがある。」			
2	52	脚注1	日本の周辺地域で、…ことを定めた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (周辺事態法がなお有効であるかのような誤解のおそれ。)	3-(3)	
3	53	5 - 8	冷戦終結後、…こうした動きは、集団的自衛権の行使につながり、日本が戦争にまきこまれるのではないかとの議論がある。	生徒にとって理解し難い表現である。 (集団的自衛権をめぐる現状について。)	3-(3)	
4	53	14 - 17	しかし、2014(平成26)年7月1日、政府は…集団的自衛権の行使も許されるとの閣議決定をおこない、それを可能とする安全保障関連法制が2015(平成27)年9月に整えられた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (集団的自衛権行使の要件について。)	3-(3)	
5	88	7 - 8	また、中国や台湾当局が…という問題もある。 105ページ15行「尖閣諸島をめぐる中国や台湾当局との関係など」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島に領有権問題がないことについて。)	3-(3)	
6	88	7 - 8	竹島問題といった未解決の…という問題もある。 105ページ14-15行「また、竹島の帰属をめぐる…中国や台湾当局との関係など」	生徒にとって理解し難い表現である。 (竹島及び尖閣諸島に関するわが国の正当な立場について。)	3-(3)	
7	98	脚注2	地下核実験は除外され、フランスと中国が条約に反対したため、「部分的」とされる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「部分的」の意味について誤解するおそれ。)	3-(3)	
8	116	脚注③	公企業には、国が経営する企業である国有林野事業、…などが含まれる。及び117頁の図「企業の種類」中の「国营企業 国有林野事業(農林水産省林野庁)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国が経営する企業である国有林野事業」、「国营企業 国有林野事業(農林水産省林野庁)」)	3-(3)	
9	127	グラフ	グラフ「消費者物価指数の推移」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (グラフの各指数について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-88		学校 高等学校		教科 公民		種目 政治・経済		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
10	132	21 - 22	国防・警察・消防・司法・道路・公園などや社会資本を政府が供給している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「…道路・公園などや社会資本を…」)	3-(3)				
11	146	10	復興金融公庫債	誤記である。	3-(2)				
12	169	14 - 15 囲み	大きく分けて国民年金と厚生年金の二本立てになっている現行の年金制度のあり方や、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国民年金と厚生年金の二本立て」)	3-(3)				
13	169	16 - 18 囲み	年金の財政方式については、…日本は修正積立方式をとっているが、実質的には賦課方式に近い運用になっているといわれている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本は修正積立方式をとっているが」)	3-(3)				
14	177	2 - 4	公害発生者に過失がなくても被害者に対して損害賠償責任を負わせる無過失責任制が確立した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (公害一般について無過失責任制が確立したかのよう に誤解する。)	3-(3)				
15	187	表	表「1米ドル当たりの各国通貨」における「アメリカ ドル」の欄。	生徒が理解し難い表である。 (「アメリカ ドル」の欄の数値について誤解する。)	3-(3)				
16	201	表	表「おもな地球環境問題」中の「酸性雨」の「原因」欄における「…硫酸化物や窒素酸化物などが待機中で反応」	誤記である。 (「待機中」)	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-92		学校 高等学校	教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	40	脚注②	実力の行使	生徒にとって理解し難い表現である。 (集団的自衛権行使の要件について)	3-(3)
2	43	年表3	「防衛問題のあゆみ」中の「2014 武器装備移転三原則を策定。」	不正確である。 (「武器装備移転三原則」)	3-(1)
3	43	地図4	沖縄の米軍基地・施設	通常の約束に従って記載されていない。 (方位)	固有 2-(1)
4	67	7 - 8	しかし、民主党政権は安定せず、2012年には再び自民党政権(安倍晋三内閣)が誕生している。	生徒にとって理解し難い表現である。 (単独政権ではないことが理解し難い。)	3-(3)
5	89	図2	「冷戦下で分断された国々」中、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との間の境界線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国境線であるかのように誤解する。)	3-(3)
6	101	20 - 23	ほかにも、韓国が竹島(島根県)の領有を…平和的な解決に向けた努力を続けている。 及び、102ページ 4～17行 竹島は、1905年に…領有権を主張す	生徒にとって理解し難い表現である。 (竹島及び尖閣諸島に関するわが国の正当な立場について)	3-(3)
			るようになった。		
7	115	図	図4「企業の種類」中の「国営企業 国有林野」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「国営企業 国有林野」)	3-(3)
8	163	16 - 19	また、悪質な売買契約を解約したり…できる消費者契約法も2000年に制定された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「解約」)	3-(3)
9	166	脚注⑥	脚注⑥「人事院」中の「公務員の争議権剥奪の代償として、…設置されている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「公務員」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-101		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返		朝鮮民主主義人民共和国	不正確である。 (国連非加盟)	3-(1)	
2	15	図5	「アメリカの政治機構」中、連邦議会と大統領との間の矢印の向き	誤りである。	3-(1)	
3	34	表2c ap	「憲法第9条に関する政府解釈の推移」中、「資料のように、…解釈改憲という。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「～という。」)	3-(3)	
4	35	側注3	1988年、日本の有事体制について、日米合同で研究することが合意されたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日米合同研究について。)	3-(3)	
5	37	10 - 12	この考え方から、…失効となった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (テロ対策特措法失効の経緯について。)	3-(3)	
6	37	側注4	有事に対応した自衛隊の海外派遣に関する法律 テロ対策特別措置法(2001年)およびイラク復興支援特別措置法(2003年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (テロ対策特別措置法及びイラク復興支援特別措置法について誤解するおそれ。)	3-(3)	
7	38	写真3 cap	場所?	生徒にとって理解し難い表現である。 (?)	3-(3)	
8	38	側注1	国連PK0・多国籍軍・有志連合	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (言葉の意味について。)	3-(3)	
9	39	4 - 21	2015年9月、安倍晋三内閣のもとで、…安全保障関連法案に対する反対運動も展開された。	生徒にとって理解し難い表現である。 (集団的自衛権行使の要件について。)	3-(3)	
10	39	側注3	しかし、国連安保理決議にもとづかない有志連合も含まれるかどうかについては、国会審議ではあいまいであった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国際平和支援法に基づく協力支援活動の要件について。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-101		学校 高等学校		教科 公民		種目 政治・経済		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	43	16	(第73条)	誤りである。	3-(1)				
12	50	側注1	法定受託事務は、国などが本来果たすべき事務であるが、法令にもとづいて地方に委託したものをいい、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (法定受託事務について。)	3-(3)				
13	54	図1	日本社会党の統一 (1995年10月) 自由民主党の統一 (1995年11月)	誤りである。 (1995年)	3-(1)				
14	63	図2	「パレスチナ自治拡大のあゆみ」	不正確である。 (第3次中東戦争でのイスラエル占領地区)	3-(1)				
15	65	6	国際連合はこれにがわるものとして、	誤りである。 (「がわるもの」)	3-(1)				
16	69	6 - 10	またフセイン政権のイラクに対して、 …安保理の決議のないまま武力行使を行うなど、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (安保理決議がまったくないかのような誤解のおそれ。)	3-(3)				
17	70	図2	「朝鮮戦争の推移」中、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との間の境界線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国境線について誤解するおそれ。)	3-(3)				
18	72	側注5	2014年3月、それまでウクライナ領であったクリミア共和国はロシアに編入された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (クリミア共和国のロシア編入について誤解するおそれ。)	3-(3)				
19	77	14 - 21	ロシアとの関係では北方領土問題が未解決のままであり、…2012年には尖閣諸島の一部を国有化した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (北方領土及び竹島、尖閣諸島に関するわが国の正当な立場について。)	3-(3)				
20	77	15 - 18	韓国との関係では、…解決をはかろうとしている。	生徒にとって理解し難い表現ある。 (竹島問題の経緯について。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-101		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	77	17 - 18	政府は領有権を国際司法裁判所に付託することなどで解決をはかろうとしている。	不正確である。 （「領有権」）	3-(1)	
22	83	側注②	国家の保護によって有利な貿易差額を得て国や社会の富を増やそうとする政策。	不正確である。 （重金主義の位置づけが不明朗）	3-(1)	
23	93	20 - 21	どのステークホルダーに責任を負うかをコーポレート-ガバナンス（企業統治）という。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
24	102	11 - 22	「政府の失敗」	生徒にとって理解し難い表現である。 （政府の失敗の定義の欠如）	3-(3)	
25	128	グラフ 説明	国民年金の加入者は、毎月定額の保険料を納付し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「毎月定額の保険料」）	3-(3)	
26	129	10 - 11	65歳以上で介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度ががはじまり	不正確である。 （特定疾病による介護）	3-(1)	
27	148	10 - 6	アメリカの経済学者ボールディングは・・・「宇宙船地球号（Spaceship Earth）」の考え方を示した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「示した」）	3-(3)	
28	149	写真	エアーフォートサービス提供	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。